



Title	情報ネットワークの対抗的構造と生涯学習計画化：協同ネットワークの位置と役割
Author(s)	山田, 定市; Sadaichi Yamada
Citation	社会教育研究, 14, 1-17
Issue Date	1995-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28498
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_P1-17.pdf



情報ネットワークの対抗的構造と生涯学習計画化

——協同ネットワークの位置と役割——

山田定市

I 問題の所在

現在、「情報化社会」、「情報ネットワーク」、「ME革命」などさまざまな言い方があるとはいえ、コンピュータ技術を基礎とする技術体系が現代社会の生産力を規定する重大な条件をなしていることは確かである(注1)。このような議論が高じて、例えば「知識社会」、「ポスト資本主義社会」(P. F. ドラッカー)という議論になると、多くの批判点を含まざるをえないが、反面、現代社会の構造を規定する条件として情報化をどのように認識するかということは重要な課題である。

社会教育や生涯学習をめぐる議論においても、このことを視野に入れた論説は学会をはじめとして少なからず見られる。

このような議論の中で、例えば『月刊社会教育』では「高度情報化と民衆の学習」(1989年6月号)、「情報化社会と学習権の保障」(1991年11月号)、「学習の場としてのパソコン通信」(1994年6月号)などの特集がを組まれ、それらの中でパソコンをはじめとする新しい情報手段によって、従来の直接的な人間のふれあいによる学習に加えて、学習の一層の広がりや深まりを可能にすることと、それをめぐる問題点について指摘されていることは注目に値する(注2)。

このような議論をさらに深めるために、小論では、ME・情報化をめぐる対抗的構造を踏まえて、現代社会の情報ネットワークの構造と、それが社会教育・生涯学習の展開過程でどのような意義を有するかについて考察する(注3)。

(注1) 情報化に関する著作は数多いが、次のものが参考となろう。

池上惇『情報化社会の政治経済学』(昭和堂, 1985), 情報問題研究集団編『コンピュータ革命と現代社会1』(大月書店, 1985), 松石勝彦『情報ネットワーク社会論』(青木書店, 1994),

(注2) 岩佐克彦「学びの場としてのパソコン通信の可能性と課題」、『月刊社会教育』(1994年6月号)

(注3) 小論は、日本社会教育学会・日本教育社会学会第18回東北・北海道研究集会、シンポジウム「地域再編と生涯学習の課題」における筆者の報告「協同の思想と生涯学習の課題」をベースにして新たな視点と内容を加えてまとめたものである。

II ME・情報化の規定条件——労働と生活の視点から——

1 ME・情報化の技術的特性——高度情報化ネットワーク（＝現代的交通関係）の技術的基礎——

現在の情報化社会を規定している条件の中で、とくにその技術体系の性格について考えてみよう。

現代の技術体系の第一の特徴は、コンピュータ技術を基礎とするME化、OA化などの自動制御装置と情報手段の発達に端的に示されており、それらの技術の発展を基礎にして社会的生産力は飛躍的に発展してきた。

技術の発展段階に関してはマルクスの技術論とそこにおける機械制大工業の規定が広く認められているが、現在のコンピュータを中心とする自動制御装置や情報手段の発展は、技術段階としてどのように性格づけされるであろうか。

このような視点に立って見ると、マルクスのいう工場内技術を軸とするその最高段階としての機械制大工業にたいして、現在の技術体系は、さらに生産過程の工場間結合＝生産力の社会的結合・統御（ネットワーク）を可能とするものであり、その意味では、この技術体系は工場（職場）内における機械体系（および自動制御装置）という基本的な性格を保有しつつも、さらにその枠にとどまらない側面を有しているといえることができる。

具体的には、コントロール・センターと端末との連環は、資本の再生産過程における統御体系に加えて、資本の再生産過程の枠外に存在する個人とコントロール・センターとの連結を可能にする。その意味で、個人でも使いこなせる技術としての特性を有している。このような中で、従来の工場内の生産過程における機械化（自動制御化）から生産・流通・消費（生活）を含めたシステム化、企業、機関、組織、個人（市民）を含む「個人——社会」の社会的情報ネットワークを構築する可能性が生ずる。

さらに言い換えると、従来の機械制大工業においては、その生産力の統制は主として資本の枠内に限られていたが、コンピュータ技術を基礎とする「高度情報化社会」にあつては、依然として資本による生産力の統制を根幹としつつも、さらに生活者としての労働者ないし勤労市民の立場から、社会的ネットワークを介して、部分的ながら社会的生産力の統制に関与する可能性が生ずる。地球環境問題はその端的な事例であるといえよう（注1）。

このような現代の高度情報化の基本的理解にかかわっては、マルクスも交通関係として論じているが、マルクスのいう交通体系は、一方では生産関係とほぼ同義であり、また他方では商品生産社会の流過程における諸関係（交換、流通、分配など）を指していて、なお深めるべき論点を多く残している。したがって、これらの議論とかかわらせるためには、それは資本の生産過程、流過程に加えて、労働者・勤労市民（・農漁民）の生活過程を視野に入れた交通関係でなければならない、さらに生活過程にまでかかわる現代の技術体系の構造と性格に踏み込んだ論及が欠かせない。

現代の技術体系の第二の特徴は、それが資本の集積・集中に少なくない影響を与えるという点にあらわれる。集中統制機構を根幹とする情報体系は資本の集積と集中を一層加速させる技術的基礎をなし、多国籍企業が示すようにそれは世界的規模にまで達する。

また、コンピュータ技術を駆使した現代の技術は、単に大量生産を基調とする「重厚長大」から「軽薄短小」への転換を可能にするばかりでなく、両者が併存する生産体系（多品目大量生産）の成立を可能にして、そのことが資本の集積・集中をさらに加速させる物質的条件をなす。

また情報それ自体についても、大資本による情報の独占が可能となり、このことが情報の国民的利用と鋭く対立する事態を招きかねない。

さらに資本の再生産過程に限られないで進行する高度情報化は、資本の運動と政治的権力との結合・癒着を一層緊密なものとし、「現代的中央集権制」ともいうべき支配体制がさらに強化される。後に指摘する「広域化」を基調とする支配体制の強化、その一環としての「上意下達型」ネットワークはその具体的な現れの一つといえる。

2 ME・情報化と主体的条件の変化

ME・情報化が労働者・勤労市民（・農漁民）の主体的条件に与える変化は労働において示される。まず、ME・情報化が労働過程、工場（職場）内における分業のあり方に少なくない変化をもたらす。古くから言われてきた資本主義的生産のもとにおける“骨化した分業”とさらに精神労働と肉体労働の分裂・対立の枠組みが基本的に変わるわけではないが、現代の社会的生産力の段階、とくにME・情報化のもとにおける精神労働と肉体労働との関係は、一方ではこれまで肉体労働とされてきた現場の生産労働について高度の知的要素を必要とされる場合がより多くなっており、他方で、従来、知的労働とされてきた事務的・技術的な職務において知的性格を失っている場合が生じている。さらにいわゆるサービス労働の中には、従来の肉体労働・精神労働の区別では律しきれない労働が多様に形成されて複雑な存在構造を示している。言い換えると、ME・情報化にもとづく労働過程（職場）の編成のもとで、精神労働と肉体労働の部分的融合が個人レベル、集団（職場）レベルで進行している事実を軽視することができない。

このような中で、従来、資本の独占下に置かれていた指揮・監督労働の一部が、資本の許容する範囲においてではあるが、部分的に労働者が担う可能性が生ずる。QC運動を基礎とする職制の再編などはその具体的事例であるといえることができる。労働に見られるこのような変化のもとで、一方では労務管理における労働をめぐる新たな差別、分断、排除とともにさらに生活にかかわる支配システムを新たに作り出していると同時に、他方では、その積極面として、労働編成への労働者の主体的関与、工場（職場）内における労働の社会化の一層の展開、労働力の社会的結合の可能性をもとにして、労働者の労働過程の全体像とそこにおけるみずからの労働に関する認識の発展（＝労働の社会化の新局面）、さらにそれを基礎とする労働力の社会的編成（生産から生活までを含む）へ

の労働者の関与の可能性を作りだす。

さらに、労働者・勤労市民（・農漁民）の主として生活にかかわる領域において、資本に直接に拘束されない労働力の多様な結合の可能性などを基礎として、住民が主体となった協同ネットワークの多面的な展開の可能性が生ずる（例えば、生活の社会化とそれを基礎とするさまざまな生活協同活動の展開、労働者協同組合運動など）。

以上の点を踏まえて、ME・情報化の発展のもとにおける主体的・客体的条件についてまとめるならば、それは、資本の支配体制の一層の強化、労働者、勤労市民にたいする支配、関与を一層強め、そのような過程で現代的貧困化ともいべき事態を深化させると同時に、他方では、生産力の社会的・民主的規制の物的条件と主体的条件が成熟し、社会的生産力のグローバルな認識とグローバルな統制の可能性が高まっていることを示しているといえる。

このような論点とかかわって、高度情報化社会についてはそれ自体新たな社会システムであるとし、とりわけ資本主義社会にかわる新たな社会システムとして性格づける見解もあるが、これは技術・生産力と生産関係の構造的関連を踏まえない議論であるといえよう（注2）。

（注1）地球環境問題はここでの主題ではないが、小論の論旨を踏まえていうならば地球環境問題は、それ自体、社会的再生産構造における生産力の社会的統制とそれをめぐる対抗的關係に関する問題であるという認識が重要であろう。

（注2）例えば、F. マッハルプ（Fritz Machlup）の知識生産社会論、知識産業論、D. ベル（Bell）の脱工業社会論＝発展三段階説、ドラッカー（F. Drucker）の知識社会論、「ポスト資本主義社会論」などを挙げることができる。それらの中で例えばドラッカー『ポスト資本主義社会（上田惇生他訳）』（ダイヤモンド社、原著1993）を参照されたい。

また、情報ネットワーク社会の批判的論説として、前掲、松石勝彦『情報ネットワーク社会論』（青木書店、1994年）が参考となる。

III 情報ネットワーク社会における地域をめぐる対抗的構造

1 地域概念の検討とその現代的意義

高度情報化社会の一つの特徴は、一極集中的な情報システムに示されているといえるが、それは他面から見れば地域性の弱体化に結びつく。現代社会の地域戦略に見られる「広域化」は、その具体的な体現にほかならないが、このような動きが強くなれば、高度情報化社会において住民自治や地域民主主義がどのような位置に置かれるかが、あらためて問われることになる。

このような視点に立ってみると、昨今の議論の中では、一方で地域問題についての関心がいっそう高まり、地域産業の内発的発展の重要性が指摘されている。

また、他方では住民自治との関連において、21世紀は地域分権の時代であるとの指摘もなされている。

それぞれ重要な指摘であるが、双方の議論を結びつける議論は以外に不足しており、双方が地域経済問題および政治権力問題ないし自治制度にかかわる問題として、それぞれ別個に議論されるばあいの方が多い。

そこで地域の本質とその現代的意義について深めるためには、少なくとも次の二つの視点が重要であると思う。

その一つは、地域についての経済的側面からの検討であり、二つ目にはそれとの関連における地域民主主義、その具体的制度の一つとしての地方自治制度の意義を検討することである。

主として経済学における地域の位置づけは当初は立地論的接近がその中心をなし、理論的には地代論がその主軸をなしてきた。その後、地域問題にたいする関心がしだいに高まる中で、地域経済学や地域問題への接近が多く見られるが、地域の本質や基本的性格についての本格的な解明は依然として今後に残された課題であるといえよう（注1）。

地域の経済的本質は、まず、資本主義社会における資本・賃労働関係を基軸に簡明されなければならない。

地域は、資本（家）にとっての生産手段としての土地を内包している。土地は資本の再生産構造においては、資本の立地に必要な地積、原料・資源の確保にとって不可欠であり、さらに労働力の再生産の場としての意義を有する。土地にかかわる生産関係は土地所有であるが、それは歴史的には所与の条件のもとで資本主義的（近代的）土地所有としての形態をとる。そのもとでの価値配分の社会的形態が地代である。しかし、これは資本蓄積にとって必須の条件ではない（例えば、資本の再生産・蓄積と土地国有は理論的には二律背反ではない）。

さらに土地は、その素材的性格に照らしてみると、資本主義的に生産することのできない自然存在そのものであり有限の生産手段である（埋め立てなどの土地造成は一部にはあるが）。このことは資本の蓄積にとっては一つの制約条件となるが、反面、そのような素材的な制約にもかかわらず、資本は土地を商品化し、市場法則を通して資本蓄積に土地を動員する（それでも資本主義的に生産できる商品とは異なる性格と制約を有するが）。

他方、地域は資本にとって労働力の再生産の場でもある。具体的には労働者・勤労市民の生活の場である。ここでも資本の蓄積にとって一つの制約条件が作用する。労働者・勤労市民の生活はそれ自体、生命と種の維持ならびに再生産の過程である。この結果、その自然的過程は資本主義的再生産の枠外において存在し（それゆえ資本は絶え間なくその支配を労働力の再生産過程まで拡大しようとするが）、他方、その労働力の再生産の過程はその商品化を通して資本の運動法則に支配され、生活の水準と内実労働力の価値によって条件づけられている。

言い換えれば労働力の再生産過程は、生命および種の再生産というかぎりにおいては資本の運動

法則が完全に貫徹するわけではないが、商品化された労働力としては資本の支配下におかれる。このことは資本の蓄積にとってあきらかに一つの制約条件となる（ちなみに相対的過剰人口はこのギャップを埋めるために、資本じたいが作りだした労働力の「調節弁の装置」であるといえる）。

さて、地域の資本主義的性格を、土地と労働力の結合の場として認識するならば、それは二つの特殊な資本主義的商品の結合の場であるという点で、資本主義的再生産構造の中では独自の位置に立ち、さらにその自然存在にかかわっては、両者とも資本が完全に支配し切ることのできない存在である。

そこで、これを労働者、勤労市民（農漁民）の側から見ると、地域は、第一に、資本主義社会に先立って古くから、そこに住む人びとの労働と生活の場であり、その長い歴史にわたる営みの中で、産業、生活、文化などにわたって独自の地域文化（広義）を構築してきた。

第二に、そのような地域文化は資本主義化のもとで大きな変容を余儀なくされるが、その独自の地域性がすべて失われるわけではない。むしろ、上述したように、資本主義的再生産構造のもとで、地域はなお相対的な自立性を保持できる客観的条件を有している。

このことを地域民主主義、住民自治の経済的基礎として位置づけることができるといえよう。言い換えれば、それは地域民主主義の客観的条件を地域の経済的本質との関連において認識することを意味する。

2 「広域化」と協同ネットワークの対抗的關係

このような認識に立って見るならば、情報ネットワーク社会におけるネットワークをめぐる対抗的關係は中央集権型ネットワークと住民主体の協同ネットワークの対抗的關係として認識することができる（図参照）。このことは、さらに具体的には「地方分権」を軸にして、「広域化」と地域経済民主主義の対峙の構図として理解することができる。

資本の側から「地方分権」を打ち出すことは、それ自体矛盾を含んでいる。つまり、それは中央政府の権力強化の側面と地域住民にたいする宥和的側面との矛盾である。この点で例えば政治家・小沢一郎氏の見解は資本の地域戦略を端的に代弁している。その著書『日本改造計画』によれば、その唱える「地方分権」とは、「国家全体として必要な権限以外はすべて地方に移」（注2）すことにほかならないが、「国家全体として必要な権限」とは、外交と軍事力、教育などの中央統制を軸とする強い政府の実現に必要な権限のことであり、地方に移す権限とは社会福祉、教育などの財政負担の移譲である。さらにこの構想の一環として提唱されている「300市」自治体構想は、まさに「広域化」そのものであるが、それは財政「合理化」と中央直結（小選挙区と一致）を意図するものにほかならない。

もちろん、「道州制」とセットになったこのような構想がただちに実現する見通しは目下のところないといえるが、資本の地域戦略の特徴が浮き彫りにされていることは確かであろう。また、この

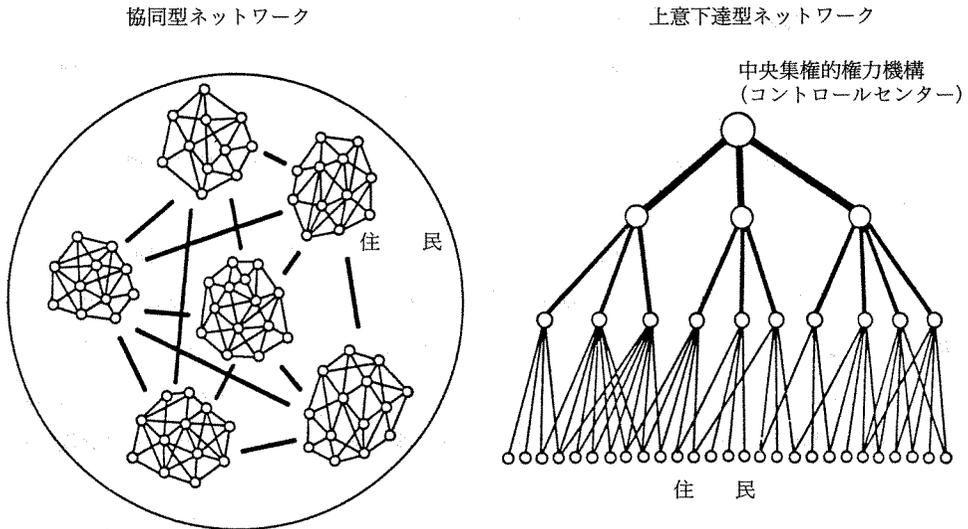


図 ネットワークの類型

ような「広域化」戦略が実質的には、政策・施策のレベルにおけるさまざまな領域で具体的に推進されつつあることも軽視できない。

そこで、あらためて住民自治、地域経済民主主義を基礎とする住民主体の地域協同ネットワークの基本的性格とその歴史的・具体的考察が必要であり、さらにそのもとにおける住民の主体形成について考察することが課題となる。

(注1) 地域の基本的認識については、水岡不二雄「現代資本主義と都市・地域の経済・社会理論」(協同組合総合研究所研究報告書『21世紀への社会と生協』, 1994年11月)、宮崎隆志「地域関係労働の形成論理」(山田定市・鈴木敏正共編著『地域生涯学習の計画化(下)』筑波書房, 1992年)、拙稿「現代資本主義と地域問題=「情報ネットワーク」社会における地域認識」(協同組合総合研究所, 前掲報告書)などを参照されたい。

(注2) 小沢一郎『日本改造計画』(講談社, 1993)

III 住民の主体形成・住民自治の社会的蓄積=地域協同ネットワークの重層的展開

1 協同活動の社会的蓄積と制度化=協同組合

地域社会に根ざした住民の協同活動は、さまざまな領域にわたって、それぞれの国や地域において多様な内容と形態で展開してきたが、その中で比較的長い年月をかけて歴史的に制度化した協

同活動としては協同組合を挙げることができる。言い換えると、協同組合は歴史的に蓄積されて制度的な定着を見た協同活動の歴史的・具体的形態である。

その歴史的な蓄積は主として人的蓄積と物的蓄積に大別されているが、両者が相互に関連して協同組合の制度的骨格を形成している。

まず、その人的蓄積は協同組合労働に示されるが、この点については別の機会に触れたのでここでは立ち入らない(注1)。

さらにその物的蓄積は、主として協同組合資産・「資本」に示される。これは協同組合労働の対象化された「果実」にほかならない。その意味で協同組合労働と協同組合資産・「資本」の両者は密接に関連している。マルクスのいう「労働と所有」の関係が協同組合の中で具体的に検証できるということができよう。このような枠組みによって、従来、とかく二元的にとらえられていた協同組合の運動・組織体的側面と事業・経営体的側面を労働の実態と概念を媒介にして統一的に認識することができると思う。

協同組合民主主義の経済的基礎についても協同組合労働の重層構造という枠組みを基軸にして認識することができる。また、協同組合民主主義は絶え間なく民主主義としての内実を高めることができるが、その一つの優位性と制約は、協同組合民主主義があくまでも成員を主体とする成員相互の民主主義である点に示されている。言い換えると協同組合における民主主義は組織内民主主義である。

もちろん、協同組合はその運営原則の一つとして“加入・脱退の自由”を保持しており、そのかぎりでは“開かれた民主主義”の原則に立っているが、協同組合の成員となるためには加入の意志があることと、組合員としての加入資格を充足していることが前提となるので、すべての人に開かれた民主主義とはいえない。

このことは一方で、広い意味で資本主義に抗する自覚的成員によってより高い民主主義の内実を実現できる可能性に結びつくと同時に、他方では、協同組合運動がすべての国民(住民)に平等の諸権利や諸条件を実現しようとするればそのための一つの制限条件となる。

協同組合のもう一つの歴史的規定条件はその存立する資本主義によって枠づけされる。

協同組合民主主義は決して協同組合の内部において「純粹培養」的に貫徹するわけではない。協同組合が事業経営を行うかぎり資本の論理による歪曲を回避することはできない。

これは協同組合だけでなくより広く協同性を行動原理とする協同活動に共通していることである。協同活動は広い意味で資本に抗する運動として一義的に方向づけられているのではなく、協同活動自体が矛盾を内包して展開するのである。

2 公共性をめぐる重層的・対抗的構造とその歴史的変化

協同組合や協同性と深くかかわるのは公共性であろう。具体的には協同組合と国家・地方自治体

の社会的役割の違いと関連があらためて問われなければならない。このばあい、公共性と協同性の序列がしばしば議論の対象となる。つまり、その展開が「公共性→協同性」なのか、それとも「協同性→公共性」なのか、という点についてである。

この点については、論理的序列と歴史的序列、ならびにその相互関連が問われることになるが、公共性と協同性をめぐる多くの議論が多様に存在する現在、その序列はそれぞれの論者が公共性と協同性についてどのように意義づけ（ないし定義づけ）ているかにかかっていると見える。このような議論とともに、共同性や公共性の歴史的実質（したがって国ごとの違いも含めて）を踏まえた両者の併存構造と相互関連の解明がとりわけ重要であろう。

さて現実に協同性と深くかかわる公共性は、これをどのような視点に立って議論するかによって、その意義づけや議論の内容は実に多様である（注2）。その本質を市民社会の構造や行動原理と結びつけて議論するばあいには、それは正義論ともかかわって哲学的考察に及ぶ（注3）。このような議論の中で国家や地方自治体において問われる公共性はしばしば社会的正義とほとんど同義に理解される場合が少なくない。しかし社会的正義と目される公共性が実は階級的抑圧の口実に用いられることは、「公共の福利に反しない限り」との理由で個人の権利を制限するブルジョア民主主義を引き合いに出すまでもなく明らかである。ここでは「個——全体（社会）」の対峙のもとで全体の論理（公共性）で個の権利が制限されているわけであるが、これは階級的抑圧を「個——全体」の構図に置き換えたうえでの正義と公共性のすりかえであるといえる。

この点にかかわっては、公共性について、例えば、超市民的特権的公共性（虚偽の公共性）と市民的生存的公共性（＝真実の公共性）とに大別する見方が行政学の立場から提起されており、その克服の展望も示されている（注4）。公共性の二面性に着目している点ではその正しい展望の提示とともに重要な論点を示しているといえるが、法的基準の枠内での議論のため、公共性の対抗的關係については指摘されていない（一方の公共性を真実とすれば、他方は虚偽の公共性としてしか認識できない）。また、公共性の階級の本質に言及した論稿はないわけではないがいまだに問題提起の域をでない（注5）。

また、市民社会における公共性、市民的公共性についての議論は比較的が多いが、より厳密な議論のためには、公共性を歴史的範疇として理解することがその階級性を明らかにするうえでは不可欠である。言い換えると一般に指摘されている市民社会的公共性を基礎にしつつさらにその資本主義的本質を解明することが欠かせない。

公共性の重層的・対抗的構造は、市民的公共性がそれ自体の歴史的蓄積を伴いながら、それを基底にしつつ資本主義的「公共性」に歴史的に転化し、さらにそれが労働者・勤労市民の主体的運動によって形成されたいわば民主主義的公共性（それは現に実現している公共性とどまらず、将来に向けて実現すべき民主主義的正義としての意義を含む）と対抗的關係に立つことに示される。

このように公共性を対抗的に認識するならば、国家や地方自治体の二重的性格の一方の極にその

暴力・抑圧的側面と対峙して公共性が位置づくのではなく、公共性自体が二重的・対抗的構造を形成していると見ることができる。

そのような対抗的構造を踏まえて、さらに公共性の歴史的変化にも注目しなければならない。その主な論点はここでいう資本主義的「公共性」と民主主義的公共性との対抗的關係のもとにおける両者の相互作用についてである。資本主義的「公共性」を支えている経済システムの根幹は、商品生産の社会的性格を一般的なよりどころとしながら、資本の現実形態としての株式会社と市場システムに求めることができる。ここでは“資本間の競争原理”とその帰結としての資本の大小による意志決定原理（その典型は株式会社における株保有高による議決権）が「正義」として貫徹する。

この場合、資本主義的市場システムの主体は資本家であって（市場取引の主軸は資本間取引）、生活用品の購買者として労働者・勤労市民はその圧倒的多数にもかかわらず市場においては劣位に置かれる。しかも、この資本（の大小）の競争原理を「正義」とする資本主義的公共性は、ときには市場を介して、またときには政策の次元において、人格的平等のうえに成り立つ民主主義的公共性を制限し、ときには抑圧する。

資本主義的「公共性」の本質は資本の競争原理の「正当化」にあり、その本質はすぐれて経済次元の問題として貫徹するのであるが、それはさらに政治次元での公共性を介在して政治的民主主義の装いをもって貫徹する。公共経済学の多くに見られる立論や公共投資論はこのことを「正当化」する役割を担っている。それは人格の政治的平等を名目とする実質的（経済的）不平等の貫徹であり、その意味で民主的公共性を制限・抑圧する。

しかし、同時に資本主義的「公共性」は、一つには商品生産の持つ社会的性格とその文明化作用によって、さらには資本の歴史的企業形態それ自体の中に損する内的矛盾の展開によって歴史的に変容することが不可避となる側面も見逃せない。

例えば、資本のあくなき自己増殖運動と市場拡大は労働者・勤労市民の生活過程においても限らない浸透を見るのであるが、例えば医療や福祉や教育にかかわる商品化・企業化に際して、その公共的性格をまったく無視することはできない。その意味で商品化・企業化された医療・教育・福祉などは、購買力・資本力による競争原理による資本主義的「公共性」と民主主義的公共性を投影した性格を内包する。その意味では民間企業活動においても公共性が明らかに存在するといえる。

さらに、資本の歴史的企業形態としての株式会社は資本の集積・集中を可能とする最高の企業形態であり、それは株の社会的公開によって可能となったのであるが、この企業形態自体、集中・集積による独占の形成を促すとともに、他方ではそれと裏腹に「結合生産様式への過渡形態」（K. マルクス『資本論』第3巻）としての性格を次第に強めることとなる。これを資本主義的「公共性」の内部的矛盾の一つということもできよう。

さらに見落とすことができないのは、協同組合における協同性や地方自治体における民主主義的公共性がその大義名分を保持しつつも実質的に資本主義的「公共性」に接近する傾向があるという

ことについてである。協同組合における経営重点主義や公共的投資において経済効率に偏重する場合などはその事例となろう。

さらに、民主主義的公共性の資本主義的「公共性」への反作用も決して見逃すことができない。市場における資本（家）間取引（その典型は生産財の取引）の場合には、その競争関係は資本の大小によって決するが、最終消費財（生活用品）の市場取引の場合には、その取引の当事者としては資本（家）のほかに労働者、勤労市民、小生産者などが登場する。しかもその数は独占的大企業に比べて圧倒的に多い。この多数者の意志は資本の意志に比べていちじるしく劣弱であるとはいえ、社会運動などを背景とする集団的結集によって一定の抵抗力を発揮することは不可能ではない。これは経済民主主義の課題であり民主的規制に結びつくことである。

これを資本主義的「公共性」にたいする民主主義的公共性の反作用とみることもできよう。消費運動や協同組合運動、そして社会的諸問題への労働組合運動の取り組み、その他多彩な市民運動によって、商品の安全性、公正な取引、環境問題などにおいて部分的な成果を挙げていることなどはその具体的事例となろう。

このように考えるならば、協同性と公共性は資本主義的再生産構造の中にあって、資本主義的企業活動と相互に深くかかわっている。そして民主主義的公共性にたいして協同性、協同活動はその展開基盤をなしているということができよう。その意味で、協同活動の歴史的な展開過程を市民社会の形成との関連であらためて注目する必要がある。

(注1) 拙稿「協同組合の社会的位置と実践的課題」(生協総合研究所『基本的価値を实践論へ』コープ出版, 1994年)を参照されたい。

(注2) 例えば、ハーバース著・細谷貞雄訳『公共性の構造転換』(未来社, 原著1962) 藤原保信「公共性の再構築に向けて」(山之内靖『社会科学の方法II 20世紀社会科学のパラダイム』, 岩波書店, 1993)などを参照されたい。

(注3) 宮崎隆志「協同における正義概念の構造」(『北海道大学教育学部紀要』, 第59号, 1992), 参照。

(注4) 室井力「国家の公共性とその法的基準」(室井力他編『現代国家の公共性分析』, 日本評論社, 1990)

(注5) 例えば, 有田光雄『公共性と公務労働の探求』(白石書店, 1993)

IV 協同ネットワークの歴史的展開過程

1 欧米市民社会と労働運動及び生活協同ネットワーク=生活協同組合

協同組合は労働者・勤労市民(農漁民)が主体となって進める協同ネットワークの具体的・歴史

的形態であると見ることができる。

協同組合をその歴史的な存立条件に重点を置いて見るならば、協同組合の主体的条件ないし担い手の形成・展開は、各国の近代化（主には市民社会としての成熟）の過程を踏まえて、さらにその到達点を現代資本主義の構造の中に位置づけてみるのが重要である。

このような視点から、まず欧米の協同組合運動、とくに生協運動の発展過程をみるならば、成熟した市民社会における労働者を主体とする社会運動が、協同組合運動とのかかわりにおいて展開し、そのことが社会・経済システムや政治システムの全体に少なからぬ影響を与えてきたと見ることができる。

ヨーロッパでは、労働者階級の広範な形成とその経済的・人格的自立が市民社会の到達度を示すと同時に、労働者階級による社会運動の二つの領域、すなわち「労働世界」と「生活世界」にあって、生協運動は、「生活世界」に主としてその活動の領域を置き、他方、「労働世界」の社会運動としての労働組合運動と深いかかわりを持ちつつ展開してきたとみることができる。

西欧の生協運動の生成は19世紀中葉までさかのぼることができるが、急速な広がりや発展を示すのは20世紀になってからである。その消長は独占資本主義のもとでの労働者の貧困化の深まり（生活問題の深刻化）と労働運動の高揚にほぼ対応している。

他方、20世紀に入ってから労働者を主体とする社会運動のもう一つの潮流は、労働組合運動を基軸に展開し、賃金・労働条件の改善とともに、企業活動に対する労働者の介入（主として監査制度への労働者の参加）や「福祉国家」に対する労働者の要求運動として展開した。また、主としてアメリカでは、市民による独占の大企業に対する市場規制の運動として展開してきた。

このような中で、とくに消費組合は、一方では労働運動を軸とする「労働世界」にその存立の基礎を置きつつ、他方では、生活財の共同購入を通して商品流通にかかわりながら、協同組合の制度化のもとで、労働運動とは異なる独自の社会運動として、いわば「生活世界」を切り開いてきた。

こんにち、主として北欧の諸国に見られる経済システムとしての協同組合の高い位置は、こうした歴史的経過を踏まえて体制内の運動として展開してきた協同組合運動の一つの到達点を示しているといえる。

しかし、いまやこのような流通協同組合は重大な危機に直面している。それは協同組合運動自体の危機であると同時に、その根底においては、労働運動を基軸とする「労働世界」においても、労働者階級の地位を向上させる長期的展望を容易に見いだせない、という状況に起因している（「脱工業社会論」やポストフォーディズムなどのイデオロギー攻勢も含めて）。

また、労働運動が従来の「労働世界」からさらに「生活世界」に向けてその活動の領域を広げようとするときに、労働運動自体の硬直化（「福祉国家」制度への依存とその破綻、および労働組合運動の「官僚化」など）ともいべき状況が桎梏となっていることも否定できない。

このような状況下で、協同組合は、資本による市場再編・統合によって一段と厳しい競争条件に

さらされ、むしろその存立の基礎を「労働世界」から離れて競争条件を有利にすべく「企業としての合理化」に傾斜する風潮を強くしている。

しかし、欧米市民社会の民主主義運動のもう一つの基盤は、地域社会における住民自治の多年にわたる蓄積に求められる。それぞれの国や地域の歴史的條件に支えられた地域活動の蓄積を、生産活動、生活、医療、福祉、教育、文化、芸術などの諸活動や社会活動の中に見いだすことができる。

それは主としていわば勤労市民の「生活世界」における民主主義的力量の蓄積ともいえる内実を示している。さらにそれは個性豊かな地場産業の発展にかかわって労働・生産活動と深くむすびついており、いわば経済活動に裏打ちされた住民自治がそこには存在する。

このように地域社会を基礎として展開してきた住民による民主主義運動は、地域の生活協同ネットワークとナショナルレベルの労働ネットワークと相俟って欧米的市民社会を構築する強固で柔軟な支柱となっているといえる。

最近になって各国で見られる多彩な地域的協同組合運動も、実はこのような広範な民主主義的な地域協同ネットワークに支えられて発展しつつあるとみることができる（注1）。

2 日本における地域協同ネットワーク＝協同組合の展開

わが国における協同ネットワークの歴史的過程については他の論稿に譲って、ここでは第二次世界大戦以降から概観するとどめる（注2）

戦後、日本は占領政策と相俟って民主的改革を政治、経済、教育などの領域にわたって実行した。農村では地主制を解体し自作農民が支配的となった。農業協同組合はこのような農村民主化の一環として法制化された。しかし、農民の自主的協同にたいして政策的育成が先行したため、農民の自主的活動は概して弱かった。こんにち世界的に注目されている日本の“総合農協”も農民の主体的協同活動の所産というよりはむしろ政策的誘導によって作られたという側面のほうが強い。

これを政治・政策次元の公共性を介在した資本主義的「公共性」が協同組合における民主主義的公共性を歪曲し制限してきた端的な事例とみることもできよう。

この結果、政策による組織化と農民の主体的な条件の未成熟さとの間のギャップは、具体的には発足後間もなく顕在化した農協の経営危機に示されたが、それは“再建整備事業”によるいっそうの政策的介入の強化とひきかえに乗り切られた。さらにこの結果、農協は一方で農業政策の受容組織として農業「近代化」政策の下請けの機能を果たし、他方では、体制内的な農政活動を通して“圧力団体”としての役割を果たした。

また、高度経済成長期までの農協は、その脆弱な存立基盤を村落共同体をみずからの下部組織として活用することによって補完してきたが、やがてこの共同体的な秩序が弛緩する中で、農協じたいが経営体としての自立を目論んで経営主義的な傾向をいっそう強めており、いわば“農協の農民離れ”の現象を一段と強くしている。

このように地域に目を据えてみると、いま日本において現実に鋭く問われている具体的な事例として、農協の合併問題を見逃すことができない。

農協合併は1989年に開かれた第18回全国農協大会決議『21世紀を展望する農協の基本戦略』によって打ち出された構想であって、2000年までに大会開催時の約4000弱の総合農協を約1000にするというものである。ちなみに現在の市町村数は3千2百余であるから、農協は数カ市町村に一つの割合で存在することになる。合併を推進するための理由は国際化時代の競争に打ち勝つために経営効率を最大限に追及するということである。いいかえればもっぱら経済効率を追求「合理的経済システム」の追及である。

この農協合併問題についてとくに重視しなければならないのは、市町村自治体を越える広域合併は、地域分権を基礎とする住民自治の基礎を農協がみずから否定し破壊することになりかねない、ということである。いいかえれば、広域合併は、農協組織をより徹底した民主的経済システムに改善することを放棄する方向をみずから選択することを意味する。

この広域合併は、農協の民主主義的公共性が競争と経済効率の原理を優先させる資本主義的「公共性」にすり替えられることを意味すると同時に、高度情報化社会の資本戦略の一つである「広域化」に自らくみすることを意味する。

他方、日本の生協運動についてみると、それは強固な企業社会の形成とそのもとでの労働運動が企業別労働組合運動として独自の展開を遂げてきたことと関連して、日本型生協運動ともいえる特色を形成してきたといえる。

生協の本格的制度化は戦後行われたが、その急速な発展は1970年代以降になってからであり、その主軸となってきたのは大都市の地域生協である。その飛躍的発展の基礎には、高度成長下の労働者階級の増大とその生活問題、都市的地域問題の深刻化などの事態が深くかかわっている。

この期の生協運動は、ちょうどこの時期に日本的市民社会の成熟の機運が高まりつつあることを基礎として、労働者の生活運動として独自の展開をとげてきた。

第一に、70年代の生協運動は、生活購買事業の展開を軸としている。いわゆる「商品世界」における労働者の購買活動を通しての主体的運動であり、個別の生活者・購買者としての勤労市民が、商品購買を通して「商品世界」におけるネットワークを組んだ最初の試みであるといえる。そして、これは主としてこの期における独占的大企業による独占価格に対する労働者（勤労市民）の抵抗であり、さらに商品の安全性の実現をめざす運動としての意義を有した。

第二に、70年代の生協運動の中心的な担い手は、都市勤労者の中でも一定の経済的水準以上と目されるいわゆる「専業主婦」であった。このことは一面で日本における「労働世界」の特徴を反映していたといえる。つまり企業社会的秩序の埒内で存立してきた企業別労働組合では容易にその運動の射程に入りえなかった生活協同運動において、企業に直接的に包摂されていない「専業主婦」がはじめてその主体として登場することができたのであった。

そして、地域生協の活動は、当初は商品購買が中心であったが、やがて1980年代の後半期以降は地域社会におけるさまざまな生活問題にその活動の領域を広げて、生活の内実にも迫る生活協同運動として発展してきた。

その活動の内容や領域は、医療、福祉、地域文化創造、環境保全、平和問題などに及んで極めて多様である。その意味では生活運動からより広い社会運動の域に達しているといえる。

第三に、生協に見られる班活動や共同購入もこの中から生まれた日本の生活運動であるが、とくに国際的に高い評価を得ている“班”活動は、反面では日本の地域社会の後進性を反映していることも否定できない。日本の都市・市街地では、町内会がいわば地縁的組織として地方行政にとって欠かさない位置にあるが、この町内会は日本社会の急速な「近代化」の過程で形成された労働者（生活）文化が、農民的（生活）文化の残存と影響を余儀なくされ、その一端が都市社会における地縁的・共同体的秩序として引き継がれて共同体的ネットワークとして作られてきたことと関連しており、この点では生協の班の存立条件とも共通しているといえることができる。

また、「専業主婦」が地域生協の主な担い手であることは、女性の新たな社会的進出を可能とした反面、わが国では男性がまだ生活（とくに家計）主体として自立していないことを示しているともいえる。

このような班活動のいわば“後発先進性”ともいべき性格は、とくに都市における地縁的な地域社会秩序がしだいに解体ないし弛緩するにしたがって従来どおりに維持することは困難となり、その持続的発展への工夫が求められている。それと同時に、組合員の状態と要求に見合ったあらたな協同ネットワークのあり方が模索されなければならないことになる。

また、協同組合の経済事業は基本的には資本主義的競争の渦中に置かれているので、「食うか、食われるか」の競争の中で事業の拡大を志向することもまたある程度は避けがたいといえる。しかし、資本主義的企業との違いは、そのような事業活動に対してこれをチェックし、軌道修正する民主的システムをその内部に組織・運営原則として保持し、さらにその民主的システムが労働運動や多様な生活協同運動を含む広範な民主主義運動によって支えられ、生協自体がそのような民主主義運動の一翼を担っていることにある（注3）。

わが国の協同組合運動の中で、地域生協や農協、漁協などを含めて直接地域に根ざす協同組合の組合員は優に2千万人を超え、さらに今後いっそう増大するであろう。このことは、わが国の労働運動が企業別労働組合を主軸としていたため容易に地域社会に入り込めなかったことを考え合わせるならば、歴史的に画期的な意義を持つことであり、労働者・勤労諸階層の地域民主主義運動が労働運動と協同組合運動を“車の両輪”として幅広く展開することが期待できるといえよう（注4）。

（注1）詳しくは拙稿「現代社会における協同組合の歴史的的位置」（北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究』第13号、1993年）を参照されたい。

(注2) 例えば、拙稿「協同組合の歴史と地域民主主義」(福尾武彦・居村栄編著『人びとの学びの歴史(下)』, 民衆社, 1994年, 所収)を参照されたい。

(注3) むしろこの点では生協労働組合よりは農協労働組合が先駆的实践を蓄積しているといえる。拙著『現代の農協理論』(全農協労連, 1973年)を参照されたい。

(注4) この点については、第30回ICA東京大会協賛・協同組合理論に関する横浜国際シンポジウム『21世紀への協同組合の革新』(1992年10月17・18日)における筆者のパネリスト発言(同「発言資料」)を参照されたい。

V 今後の課題——公・協・民にわたる重層的な協同ネットワークの展開を視野に入れて——

小論では情報ネットワーク化をめぐる対抗的構造に着目し、その中で住民主体のネットワークを協同ネットワークとして位置づけて、さらにその歴史的・制度的形態としての協同組合に重点をおいて地域協同ネットワークの展開について述べてきた。

とくに日本の協同組合は、農協についてはほとんど全戸加入の総合農協、生協のばあいには班活動を軸とする地域購買生協の展開がそれぞれ日本型ともいえるべき特徴を示してきた。

ところで、これを西欧的市民社会の形成・発展を基準にして市民社会としての成熟度に照らしてみると、高度経済成長期以降の急速な産業「近代化」は農民・農村的文化から労働者(市民)・都市的文化への急激な変貌をとまなうのであるが、反面、農民・農村的文化の支柱をなしていた父権的家族制と村落共同体的秩序は都市・労働者の文化的形成にも尾を引き、それが日本型協同組合の形成の要因の一つとなってきた。

生協における班と総合農協があらためて世界的に注目されている状況を見ると、「後発先進性」ともいえるべき意義がないわけではないが、民主主義の成熟度において欧米にいちじるしく立ち遅れている事実は否めない。とりわけ自立した個人の権利意識をそれを基礎とするコミュニケーションの不足は重大である。小論では協同ネットワークについて労働視点を重点において解明してきたが、労働とのかかわりにおけるコミュニケーションならびに労働時間との関連における自由時間についての解明が今後の課題として重要である(注1)。さらにコミュニケーションについてもそれをめぐる対抗的構造を分析することが必須である。

そのうえで、あらためて協同性、公共性をめぐる歴史的実を究明し、公・協・民の諸領域にわたる協同ネットワークの展開条件について解明することが求められる。公・民(私)の単なる対峙の視点でない住民主体の生涯学習の発展条件は、これらの課題についての解明を基礎にしてさらに明らかにされることとなろう。

(注1) コミュニケーションについては、次の論稿を参照されたい。

尾関周二『言語的コミュニケーションと労働の弁証法』（大月書店，1989），

同『遊びと生活の哲学』（大月書店，1992）

また，自由時間については，拙稿「余暇と労働時間・自由時間」（北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究』，第10号，1990），内田弘『自由時間——真の《豊かさ》を求めて——』（有斐閣，1993）などを参照されたい。